

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	52	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	新築住宅に係る特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の要件を満たす新築住宅に対して課する固定資産税を3年間（中高層耐火建築物である住宅は5年間）、2分の1に減額する。 ・特例措置の内容 本特例の適用期限（平成24年3月31日）を2年間延長する。 		
関係条文	地方税法附則第15条の6 同法施行令附則第12条第1項～第6項		
減収見込額	(初年度)	－ (▲38,681)	(平年度) ー (▲140,367) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 住宅取得者の初期負担の軽減を通じて、良質な住宅の建設を促進し、居住水準の向上及び良質な住宅ストックの形成を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 住宅取得の初期負担を軽減する本特例措置により、住宅ストックの更新を通じた住宅の耐震化等を推進するとともに、国民一人一人が無理のない負担で安心して選択できる住宅市場を実現する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○ 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「1400 兆円の個人金融資産の活用など住宅投資の拡大に向けた資金循環の形成」、「住宅税制の拡充等による…質の高い住宅の供給拡大」として、住宅投資の活性化が位置付けられている。</p> <p>○ 住生活基本計画（平成 18 年 9 月 19 日閣議決定、平成 23 年 3 月 15 日閣議決定（全部変更））では、「国民一人一人が、それぞれの価値観、ライフスタイルやライフステージに応じ、…、無理のない負担で安心して選択できる住宅市場の実現を目指す」ことが位置付けられている。</p> <p>また、「大規模な地震時等において危険な住宅及び住宅市街地の安全性の確保等により、安全・安心な住宅及び居住環境の整備を図る」ことが位置付けられている。</p> <p>政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進</p> <p>施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る</p> <p>業績指標 1 最低居住面積水準未満率</p> <p>2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率</p> <p>政策目標 4 水害等災害による被害の軽減</p> <p>施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p>業績指標 71 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ GDP に占める住宅投資の割合 3%台（平成 22 年） → 5%（平成 32 年） ・ 最低居住面積水準未満率 4.3%（平成 20 年）→早期に解消 ・ 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 全国 : 40%（平成 20 年）→50%（平成 27 年） 大都市圏 : 35%（平成 20 年）→50%（平成 32 年） ・ 新耐震基準（昭和 56 年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 79%（平成 20 年）→95%（平成 32 年）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	平成 20 年度における子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は、40.4%である。
有効性	要望の措置の適用見込み	891,561 件（過去 5 年の適用実績の平均による）

	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	持家・賃貸を含めた住宅ストックの耐震性の向上等を図るため、取得費用及び固定資産税評価額が高額である新築住宅を取得する際の初期費用を軽減することが必要である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本特例は一定の質的要件を満たす住宅について、その取得費用等を安定的に支援するものであり、同様の政策目的に係る他の支援措置はない。
	要望の措置の妥当性	新築住宅を取得する大半の者を対象とする支援措置であり、個別に補助金の申請手続を求めて交付するよりも減税措置を講じる仕組みの方が国民、行政双方にとって負担の軽減の観点から優れている。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>本特例の新規適用実績（適用件数、軽減額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">地方税法附則第15条の6第1項</th> <th colspan="2">地方税法附則第15条の6第2項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>584,705（戸）</td> <td>24,850（百万円）</td> <td>330,683（戸）</td> <td>16,213（百万円）</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>557,852（戸）</td> <td>23,772（百万円）</td> <td>319,710（戸）</td> <td>15,733（百万円）</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>574,178（戸）</td> <td>24,440（百万円）</td> <td>339,421（戸）</td> <td>15,509（百万円）</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>545,775（戸）</td> <td>23,549（百万円）</td> <td>361,013（戸）</td> <td>16,225（百万円）</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>520,024（戸）</td> <td>22,789（百万円）</td> <td>324,331（戸）</td> <td>15,892（百万円）</td> </tr> </tbody> </table>		地方税法附則第15条の6第1項		地方税法附則第15条の6第2項		平成17年度	584,705（戸）	24,850（百万円）	330,683（戸）	16,213（百万円）	平成18年度	557,852（戸）	23,772（百万円）	319,710（戸）	15,733（百万円）	平成19年度	574,178（戸）	24,440（百万円）	339,421（戸）	15,509（百万円）	平成20年度	545,775（戸）	23,549（百万円）	361,013（戸）	16,225（百万円）	平成21年度	520,024（戸）	22,789（百万円）	324,331（戸）	15,892（百万円）
	地方税法附則第15条の6第1項		地方税法附則第15条の6第2項																												
平成17年度	584,705（戸）	24,850（百万円）	330,683（戸）	16,213（百万円）																											
平成18年度	557,852（戸）	23,772（百万円）	319,710（戸）	15,733（百万円）																											
平成19年度	574,178（戸）	24,440（百万円）	339,421（戸）	15,509（百万円）																											
平成20年度	545,775（戸）	23,549（百万円）	361,013（戸）	16,225（百万円）																											
平成21年度	520,024（戸）	22,789（百万円）	324,331（戸）	15,892（百万円）																											
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>誘導居住面積水準達成率の向上（46.5%（H10）→54.6%（H20））に寄与している。</p> <p>また、平成22年度の政策チェックアップ評価書において、政策評価を行い、厳しい経済状況を反映して達成率は低下しているものの、住生活基本計画（平成23年3月15日閣議決定（全部変更））に基づき、引き続き居住水準の向上を目指すことを確認している。</p>																														
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>住生活基本計画（平成18年9月19日閣議決定）において、国民一人一人が、それぞれの価値観、ライフスタイルやライフステージに応じた住宅を、無理のない負担で安心して選択できる住宅市場の実現を目指すこととされている。</p> <p>《指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 42%（平成15年）→50%（平成22年） <p>また、全ての世帯が健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模等を備えた住宅を確保できることを目指すこととされている。</p> <p>《指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低居住面積水準未達率 早期に解消 																														
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 42%（平成15年） → 40.4%（平成20年） ・最低居住面積水準未達率 4.6%（平成15年） → 4.3%（平成20年） <p>厳しい経済情勢を反映した、世帯の購買力、住居費負担力の低下等により、上記の誘導居住面積水準達成率が低下したと考えられる。</p>																														
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和27年度 創設（通達） 昭和39年度 創設（法律） 昭和56、60、平成10、12年度 拡充 昭和50、54、57、60、63、平成3、5、8、10、12、14、16、18、20、22年度 延長</p>																														